

入札参加停止措置の概要

商 号 又 は 名 称	(株) 塩尻水建											
所 在 地	長野県塩尻市大字広丘吉田 9 7 8 番地 2											
建設業許可番号	2 0 - 0 1 3 6 8 5											
入札参加停止期間	令和 7 年 10 月 1 日 から 令和 7 年 10 月 31 日まで (1 か月)											
事 実 概 要	対象会社は、令和 4 年 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において、水道施設工事の完成工事高を水増しする虚偽の内容を記載した申請を行い、審査結果を得た。この結果を用いて塩尻市に対して入札参加資格申請を行い、令和 5 ・ 6 年度建設工事入札参加資格を得た。 また、令和 6 年 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において、同様に虚偽の記載をした申請を行い、経営事項審査結果を得た。この結果を用いて長野県及び塩尻市に対して入札参加資格申請を行い、令和 7 ・ 8 ・ 9 年度建設工事入札参加資格を得た。 このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、長野県から 45 日間の営業停止処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。											
理 由	長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第11号 (不正又は不誠実な行為) に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。											
備 考	<table><tr><th colspan="2">【入札参加停止措置要領別表抜粋】</th><th>期 間</th></tr><tr><th colspan="2">措 置 要 件</th><th></th></tr><tr><td>不正又は 不誠実な 行為</td><td>11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</td><td>当該認定をした 日から 1 か月以上 9 か 月以内</td></tr></table>			【入札参加停止措置要領別表抜粋】		期 間	措 置 要 件			不正又は 不誠実な 行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした 日から 1 か月以上 9 か 月以内
【入札参加停止措置要領別表抜粋】		期 間										
措 置 要 件												
不正又は 不誠実な 行為	11 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした 日から 1 か月以上 9 か 月以内										